

2016. 6. 3 発行

水源連だより

水源開発問題全国連絡会

SUIGENREN
DAYORI
No.74

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話 045-877-4970 FAX 045-877-4970

郵便振替 00170-4-766559

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://suigenren.jp/>

《水源連はパタゴニア日本支社の助成を受けています》



公共事業改革市民会議 4.5行動と集会



～目 次～ クリックするとそこへ飛びます

事務局からの報告・・・・・・・・・・	1
石木ダム問題の報道記事・・・・・・・・	6
熊本地震直後の立野ダム予定地の状況について・・	9
丹生ダム計画の中止・・・・・・・・・・	13
スーパー堤防事業の虚構・・・・・・・・	14
耐越水堤防工法の普及を阻む国土交通省・・・・	18
あなたも、石木ダム事業に関する「工事差止仮処分申立」の申立て人に！！・・・・・・・・	20

事務局からの報告

水源連だより 73 号以降の活動を報告いたします。石木ダム関係の報告と 4 月 5 日に開催した「4.5 参院選挙前 緊急行動 『公共事業の暴走ストップ! ～人権破壊・自治権剥奪を許さない!!～』」などの報告です。

1. 石木ダムの状況

(1) 第 2 次収用委員会の実質審議にストップ!

長崎県は「事業認定で公益性は認められている」として「石木ダムの必要性について原点からの話し合い」の要請を拒否し続け、13 世帯の反対地権者を立ち退かせるための手続きを次々と進めてきています。すでに昨年 8 月 24 日には 4 件の土地（農地）を収用してしまいました。4 家屋を含む 4 件の土地を対象とした第 2 次収用・明渡裁決申請を審理する収用委員会の開催が 10 月 7、9 日に予定されていましたが、13 世帯と支援者は「収用委員会は事業認定に基づいて土地を奪うことを追認するだけ」として中止要請行動をおこない、収用委員会の開催を中止させました。その後も現在に至るまで第 2 次収用委員会の開催が試みられていますが、地権者は開催中止要請行動、出席拒否行動を続けています。実質的な審議はストップしたままの状態にあります。

(2) 2016 年 2 月 2 日「団結して闘う」 長崎地裁佐世保支部に 505 人が工事差止仮処分申立。

石木ダム建設絶対反対同盟の皆さん、共有地権者を初めとした支援者の皆さん、総勢 505 人が石木ダム事業に関連する工事の差止めを求めて、長崎地方裁判所佐世保支部に石木ダム工事差止仮処分を申し立てました。決起集会を開き、闘争宣言を明らかにしました。

この申立ては「石木ダム事業によって人格権が侵害される」とする人ならば誰もが申立人になれることから、石木ダムに危機感を感じている多くの皆さん 505 名が申立人になりました。

当日の報告・実況ビデオ、闘争宣言、申立書、マスコミ報道等は下記 URL から見るができます。

<http://suigenren.jp/news/2016/02/02/8171/>

これからも申立人の追加が随時可能です。石木ダム事業に危機感を抱く方は、同封の案内をご覧ください、是非、申立人になってください。

(3) 2016 年 2 月 25 日、衆議院予算委員会 真島省三衆議院議員質問

石木ダム問題に取り組んでいる真島省三衆議院議員（日本共産党）が 2 月 25 日の衆議院予算委員会で石木ダム問題について質問を行いました。

土地収用法の適用は、長崎県が地権者と交わした覚書「建設の必要性が生じたときは、改めて甲（長崎県東彼杵郡川棚町字川原郷、岩屋郷、木場郷）と協議の上、書面による同意を受けた後着手するものとする。」に違反していること、過大な水需要予測、治水上も不要であること……などを指摘した上で、「13 世帯 60 人が奪われるものはいわゆる私有財産だけでなく、将来の人生すべてである。こうばるで培われた生活はこうばるにしかない。それも必要性のない事業で将

来の人生すべてを奪うことは憲法で許されるのか。このような事業を中止できるのは大臣しかない。政治家としての回答を求める」と、石井啓一国交大臣の見解を求めました。石井大臣はこの答弁で「理解を得ることは必要」を何度も繰り返しました。

(4) 4月18日 石木ダム計画変更 工期6年延長

国土交通省は、長崎県から提出されていた石木ダムの工期を2016年度から2032年度へ6年間延長する計画変更（石木ダム全体計画の変更）案を了承することを4月18日に長崎県に回答しました。佐世保市は3月16日に厚生労働省に対して「長崎県から工期変更の申入れを受けたが、本市の事業計画の見直しの必要はなく、今後も事業参画を継続する」と報告していました。

石木ダムの計画変更の是非について、科学的な精査がされれば、「石木ダムは必要性がなく、中止」という結論に至るべきものです。しかし、諮問を受けた長崎県公共事業評価監視委員会や、個人としての意見を求められた長崎大学名誉教授 武政 剛弘氏（佐世保市上下水道事業経営検討委員会委員長）は、「ないよりはあった方がよい」という程度の視点で計画変更を容認しました。「石木ダム事業がもたらす弊害」、「13世帯60人の生活破壊」を踏まえて、「石木ダムが本当に必要なのか」を根底から考えるべきでした。

まったく無意味な石木ダム事業によって、13世帯60人はダム絡みの生活を強いられ続けているのです。こんな人権破壊があってはなりません。

*：詳しくは下記 URL を参照願います。

<http://suigenren.jp/damlist/dammap/ishikidam/#sasebokeizoku>

(5) 4月25日、原告・代理人が陳述！ 石木ダム事業認定取消訴訟第1回口頭弁論

4月25日午後2時、長崎地方裁判所で事業認定取消訴訟第1回口頭弁論と執行停止申立審理が開かれました。多くの原告と傍聴者が駆けつけ、法廷に入りきれないため、法廷に入る人は抽選となりました。

口頭弁論では、原告2名（岩下和雄氏・松本好央氏）と代理人3名（平山博久弁護士・鍋島典子弁護士・馬奈木昭雄弁護士）が意見陳述を行いました。

口頭弁論に先立ち、地裁前で門前集会を持ち、原告代表として岩下和雄氏、弁護団代表として馬奈木弁護団長が事業認定取消し訴訟にあたっての決意を述べました。



終了後に長崎市役所内の会議室において、弁護団から第1回口頭弁論までのいきさつ、訴状に対する被告側の答弁書の趣旨と問題点、次回口頭弁論は7月19日午後3時から、・・・等が報告されました。参加者からは、5人の意見陳述内容が素晴らしかったと称賛の声が聞かれました。

第1回口頭弁論の詳しい情報（裁判報告、訴状、被告答弁書、原告・代理人意見陳述書、マスコミ報道等）は水源連ホームページ下記 URL でお読みください。

<http://suigenren.jp/news/2016/04/30/8378/>

(6) 5月11日、長崎県、反対地権者9世帯の家屋を含む約9万平方メートルの未買収地を県収用委員会に裁決申請 こうばる侵略は許せない！！

5月11日に長崎県が未買収地すべてを対象とした収用裁決申請を長崎研収用委員会に提出しました。

報道によると、今回の対象地は石木ダムの建設予定地のうち、貯水池となるおよそ9万㎡で、起業者が考える補償額は8億5千万円とのことです。13世帯60人の皆さんの生活を随分と安く見積もったものです。金に換算できるものではありませんが、1人の心臓移植に3億円は要する現在、地権者の生活の価値は、起業者がいう石木ダム代替え案との差額70億円を遙かに超えるのは明らかです。人が生活している価値を考えるならば、その生活を破壊してまでの公共事業はあり得ないのです。

収用委員会が裁決を行った場合、県は、それから180日以内に土地や家屋を明け渡すよう地権者側に求めることになっています。

虚構の必要性をつくり上げて、住民を追い立てる、それはまさに戦前日本の「侵略」そのものです。長崎県と佐世保市による「こうばる侵略」です。13世帯60人の生活だけでなく、私たちの将来を守るため、「こうばる侵略」は全国の皆さんとの連帯で阻止しましょう。

(7) 5月16日、長崎地方裁判所佐世保支部にて工事差止仮処分第1回審尋

仮処分の審尋は非公開なので、住民側は申立人（債権者）と代理人しか法廷内に入ることができません。それでも部屋が狭くて十数名の申立人（債権者）が入廷できず、待合室で待機ということになりました。

この日の法廷は、主張書面と疎明資料（証拠書類）を確認した後、実質審尋に入りました。まず、裁判所は私たちに、差止めの対象工事を特定することを求めました。

その点については

- ① 債権者が把握している情報だけでは工事の特定が困難であることを踏まえて
- ② 債権者主張を補足する形で、債務者からも工事の特定に必要な情報を提供する。
- ③ その上で差止めを求める工事を特定していく。

ということになりました。

裁判所から当方に出された宿題は、下記の2点でした、

- ① 債権者のうち、所有権者・居住権者の場所と工事対象地の関係を明らかにすること
- ② 債務者らの答弁書に対する反論を行う。特に行訴法44条、保全の必要性について反論すること。

今回は、事業認定取消訴訟期日と同じ日の午前にということで、7月19日（火）11時から12時までとなりました。

この日は、終了後に長崎地方裁判所に移動して、午後3時から事業認定取消訴訟第2回公判となります。

第1回審尋の詳しい情報（審尋報告・訴状・被告答弁書、原告・代理人の意見陳述書、マスコミ報道等）は水源連ホームページ下記URLでお読みください。

<http://suigenren.jp/news/2016/05/18/8449/>

2. 「4.5 参院選挙前 緊急行動 『公共事業の暴走ストップ！ ～人権破壊・自治権剥奪を許さない!!～』」 報告

11名の国会議員、参加者160余名と怒りを共有！

安倍内閣のもと、全国各地で「必要性がまったくない公共事業」が強権的に進められ、人権破壊・自治権破壊が進行しています。

「このような状況は何としても変えなければ」と、危機感を募らせている水源連も参加する公共事業改革市民会議は公共事業チェック議員の会の後援を得て、4月5日12時半から、「4.5 公共事業の暴走ストップ！ 人権破壊・自治権剥奪を許さない！！」行動を持ちました。



集会に先立って石木ダム、江戸川スーパー堤防、横浜環状南、東京外環道、辺野古、諫早開門、リニア新幹線の6事業について、それぞれの関係省（厚生労働省、農林水産省、国土交通省）に対して、人権破壊・自治権剥奪が深刻な状況にあることへの抗議と、その解決策を提示した「抗議文」を手渡しました。

15時半からは、衆議院第一議員会館大会議室で、“4.5 参院選挙前 緊急院内集会「公共事業の暴走ストップ！ ～人権破壊・自治権剥奪を許さない!!～」”を開催しました。

上記6事業の現地からの報告とそれを受けた金子勝慶応大学教授の講演、民進党・共産党・社民党の11名の国会議員からの挨拶がありました。

集会には160人を超える参加があり、安倍内閣の安保法制と同様に強権的な公共事業ストップの運動を進める集会宣言を採択して終了しました。

安倍内閣が抗議を真摯に受け止め、私たちが提示する解決策を即時実践するよう、私たちは活動を続けます。

金子勝慶応大学教授の講演は、①安倍内閣は持続可能な将来を見据えた産業構造の構築を拒否した旧態依然とした産業構造の救済に走っている、②大企業優先→トリクルダウンは破綻している、③生活者1人1人の笑顔が見えていない。④住んでいる人たちの意思を尊重し、そのために



合意を作り、それを保障できるような未来のビジョンを掲げていく必要がある、⑤このままでは取り返しがつかないことになる・・・等々、私たちに多くのヒントを提示するものでした。

詳しくは、公共事業改革市民会議のホームページ、

<http://stop-kyoujinka.jp/zenpan/20160405houkoku/20160405houkoku.html>

をご覧ください。

※ 公共事業改革市民会議は2013年、道路、林道、湿地埋立て、スーパー堤防、ダム、リニア新幹線などの公共事業を見直し、国民の利益につながる事業に改革することをめざして各分野の運動団体個人の参加で結成し「公共事業徹底見直しの実現」のための活動を続けてきました。水源連も構成団体となっています。

※ 4月5日の行動でも大きなテーマになった辺野古問題について辺野古・高江を守ろう！NGOネットワーク作成の「辺野古の埋立4つの誤り」を同封いたしましたのでご覧ください。

◎ 公共事業チェック議員の会との連携

4月5日の院内集会は「公共事業チェック議員の会」の後援を受けました。

現在の厳しい状況を克服するには、私たち市民運動と「公共事業チェック議員の会」が連携を取る必要があります。公共事業改革市民会議の世話人が「公共事業チェック議員の会」初鹿明博事務局長と面会し、参議院選終了後に、以下の件に取り組むことで合意しました。

- ・ オーフス条約や土地収用法の問題については、合同で、参院選後に勉強会を持つ。
- ・ これらの勉強会の中で、具体的事例を扱い、関係部局にも説明を求める。
- ・ 現地視察は、議員の会として検討し、参院選後に行う。

説論

長崎新聞 2016・5・13

失敗事業へ向かう道

石木ダム

東彼川棚町に計画される石木ダムは1975年の事業採択から40年。82年の強制測量という失態によって、この事業は迷路に入り、長い時間が過ぎてしまった。現在も完成していない責任の相当部分は県にある。

収用委が受理すれば、裁判の手続きが始まる。裁判された場合、家屋を含む土地は180日以内に、含まない土地は60日以内に県に明け渡さなければならなくなる。

しをより良くし、一面では経済の刺激にも役立ってきた。長崎県は戦後こうして発展してきた。今後もそれは続く。しかしこの事業は、やり方を間違っている。

大型事業は程度の差こそあれ自然を壊す。それでも必要性に異論がない事業は容認されてきた。この事業の必要性には大きな疑義が出ている。国が必要だと認めるだけでは足りない。県は、県民に説得力のある説明をできているのか。少なくともその切実度は理解されていない。

県は11日、反対地権者9世帯の家屋を含む約9万平方メートルの未買収地を、県収用委員会に裁決申請した。これで反対地権者13世帯の土地と家屋に対する裁決申請が全て終わり、強制収用に必要な手続きは収用委員会による裁決だけ

この計画は失敗公共事業へと向かっている。反対する地権者が頑強に抵抗している。完成すれば巨大な自然破壊となる。だが理由はそれだけではない。

映っていないことだ。単に法に従って手続きだけを進めるような行政の在り方を見せられると、いったいどこを向いて仕事をしているのかと言いたくなる。

基盤整備が遅れた地方にとって、公共事業は地域のまちづくりに貢献し、住民の暮らしをより良くし、一面では経済の刺激にも役立ってきた。長崎県は戦後こうして発展してきた。今後もそれは続く。しかしこの事業は、やり方を間違っている。

ダムが必要性の説明が不足している。その状態で強制収用を実施する構えをとるのは全く許されない。この時点で、この事業は手法を誤っていると言わざるを得ない。

まず水の問題について、県民の理解が広がるようにしてほしい。現在と今後の佐世保市の水事情の逼迫を、県が県民に説明する努力が必要と感じる。防災対策についても同様である。

基盤整備が遅れた地方にとって、公共事業は地域のまちづくりに貢献し、住民の暮らしをより良くし、一面では経済の刺激にも役立ってきた。長崎県は戦後こうして発展してきた。今後もそれは続く。しかしこの事業は、やり方を間違っている。

市と川棚町だけの問題ではない。県の説明相手は県民であることを忘れないでほしい。

既に問題は反対地権者らによって法廷に持ち込まれている。たとえ造っても、手法を間違えた公共事業を成功とは呼べない。強制収用の手続きを止め、状況を緩和する努力に全力を注ぐときだ。(森永玲)

「長崎県は、すべての未買収地を強制収用（行政代執行）につながるレベルに乗せた。徹底抗戦を構える地権者らを立ち退かせるには代執行が不可避。13世帯約60人の暮らしを公権力が根こそぎ奪い取るという、現代日本ではおよそ想像しがたい光景が現実味を帯び始めた。」

石木ダムで県

全収用予定地裁決申請

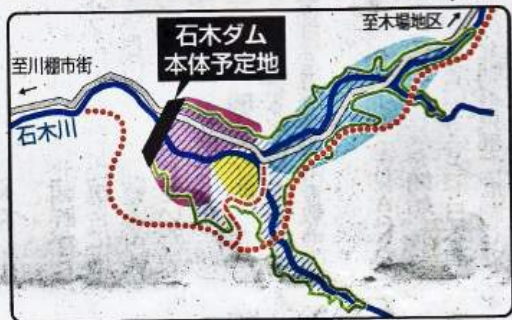
新たに反対地権者9世帯分

2016年5月12日

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業で、県は11日、反対地権者13世帯のうち9世帯の家屋を含む約9万平方メートルの未買収地について、県収用委員会に裁決申請した。これですべての反対地権者の土地家屋に対する裁決申請が完了し、強制収用（行政代執行）が必要となる手続きは、行に必要となる手続きは、収用委員会による裁決のみとなった。【25面に関連記事】

今回申請したのは、反対地権者13世帯の宅地を中心とする全収用予定地約12万6千平方メートルのうち、9世帯の宅地（約9千平方メートル）を含む約9万平方メートル。計画では、貯水池や付け替え道路となる。申請書によると、権利者354人（一坪地主約260人含む）の補償金は計約8億5500万円。裁決した場合、家屋を含む土地は180日以内に、含まない土地は60日以内にそれぞれ明け渡さなければならなくなる。収用委が受理すれば

石木ダム建設計画の土地と道路（一部）



- …石木ダム建設予定地
- …県が裁決申請した9世帯の家屋を含む土地（約9万平方メートル）
- …裁決手続き中の土地（約3万1000平方メートル）
- …明け渡し裁決などを受け国所有になった土地（約5000平方メートル）
- …既存の県道嬉野川棚線
- …一部着工した県道付け替え道路（3160メートル）
- …本体工事時の迂回（うかい）道路（約500メートル）

裁決手続きが始まる。県は収用予定地を3回に分けて裁決申請した。既に収用委は迂回道路用地約5千平方メートルを裁決済み。4世帯の宅地を含むダム本体用地約3万1千平方メートルも先に審理している。

2017年度のダム本体工事着手を目指す県は「治水、利水の両面で必要な事業であり、工期に沿うよう申請した」とした。中村法道知事は「自然災害が相次ぐ中、一刻も早い完成により住民の安心、安全を確保したい」とコメントした。（前田敏宏）

手続きは前進も “袋小路”の様相

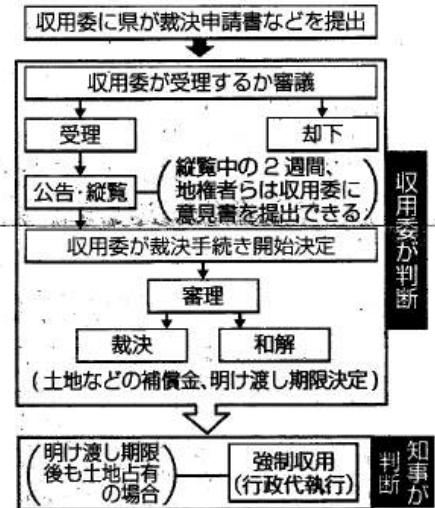
【解説】県は石木ダム実現に向け、全ての未買収地を強制収用（行政代執行）につながるレベルに乗せた。徹底抗戦の構えの地権者らを立ち退かせるには代執行が不可避。13世帯約60人の暮らしを公権力が根こそぎ奪い取るという、現代日本ではおよそ想像しがたい光景が現実味を帯び始めた。

半世紀にわたり反対運動

激しい反対運動により、県が先に申請した家屋や農地の収用裁決の審理は停滞し、付け替え道路の工事も前進する気配はない。にもかかわらず今回、全世帯の家屋を収用委に諮ったことで、県は事実上、話し合いによる解決の道を閉ざしたといえるだろう。

もし、機動隊を投入した34年前の強制測量のような壮絶な光景を見せられた時、県民の大多数が「仕方がない」と思えるほど石木ダムの必要性への理解が浸透しているとは思えない。それでも県は本気で強硬手段に打って出るのか。手続きは上は一步進んでも、実際には前にも後ろにも進めない「袋小路」にいいよ追い込まれたようにも映る。（東彼支局・熊本陽平）

石木ダムをめぐる裁決申請の主な手続き



収用手続き長期化の公算

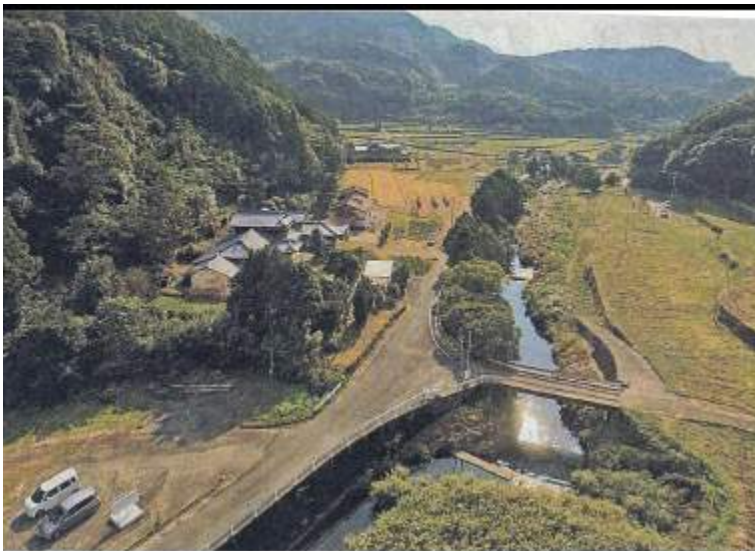
県と佐世保市が2022年度完成を目指す石木ダム。県は11日、全収用予定地約12万6千平方メートルのうち、残っていた約9万平方メートルの裁決申請に踏み切ったが、反対地権者の抵抗は強く、県収用委員会の審議が長期化する可能性が高い。収用委の審議では、用地取得に向け、補償金や明け渡し期限を決める。期限を過ぎても地権者が占有し続けた場合、強制収用するか知事が判断する。県の工程表によると、国の事業認定を受けた13年度から5年間で用地取得を完了し、17年度からダム本体工事に着手する。

県が4年9月に裁決申請した迂回道路用地（約5千平方メートル）分は、地権者側が「ダムは必要ないと伝えた」として県収用委の審議に応じたため、結果的に手続きは進み、約1年後の15年10月末までに国に所有権が移った。

しかし、県が15年7月に裁決申請したダム本体用地（約3万1千平方メートル）分では、同年10月に審議が始まったものの、地権者側はたびたび、会場前で人垣をつくり委員の入室を阻止。申請

から10カ月以上たった現在も審議を終えられずにいる。今回は審議対象の土地がさらに広く、一坪地主を含め権利者が多い。反対派は「審議は開かせない」と徹底抗戦の構えをみせており、県収用委員事務局の県用地課は「通常の公共事業は裁決申請から明け渡しまで最短1年だが、長期化も考えられる」との見方を示した。（緒方秀一郎）

長崎新聞 2016年5月12日



石木ダム

「生活続けるだけ」

地権者、反対貫く構え

石木ダム建設に向け県が全ての収用予定地の裁決申請を終えた11日。新たに自宅が対象に入った東彼川棚町岩屋郷の地権者たちは怒りをあらわにする一方、「県が手続きを進めようが、ここで生活続ける」と、今回の申請は8月1日までに行わなければならない事業認定が失効するという県側の事情もあった。このため、反対地権者の代表格、岩下和雄さん（69）は「単に手続きの話」と意を介さず、「土地は一粒たりとも渡さない。私たちはこれまで通り生活が続いていくだけ」と気持ちに揺るがない様子だ。

今回の申請は8月1日までに、炭谷猛さん（65）は「今のやり方では通用しないと（県は）分からないのか。なぜそこまでやるのか理解できない」と憤った。岩本宏之さん（71）は「家屋の明け渡しまで手続きが進んだとしても、そこから先が問題。住んでる人間をどうするつもりか」と舌を重くした。

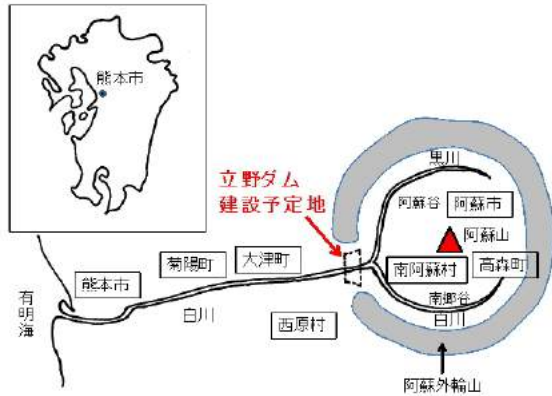
今回裁決申請された土地を含むダム建設予定地
12015年10月16日、川棚町（小型無人機ドローン「空彩1号」で撮影）

熊本地震直後の立野ダム予定地の状況について

立野ダムによらない自然と生活を守る会 事務局 緒方紀郎

<http://stopdam.aso3.org/>

1. 立野ダム建設計画の概要と進捗状況



阿蘇・白川・有明海と立野ダム建設予定地の位置

熊本が世界に誇る阿蘇外輪山の唯一の切れ目に、「洪水調節」だけを目的とした巨大なダムがつくられようとしている。

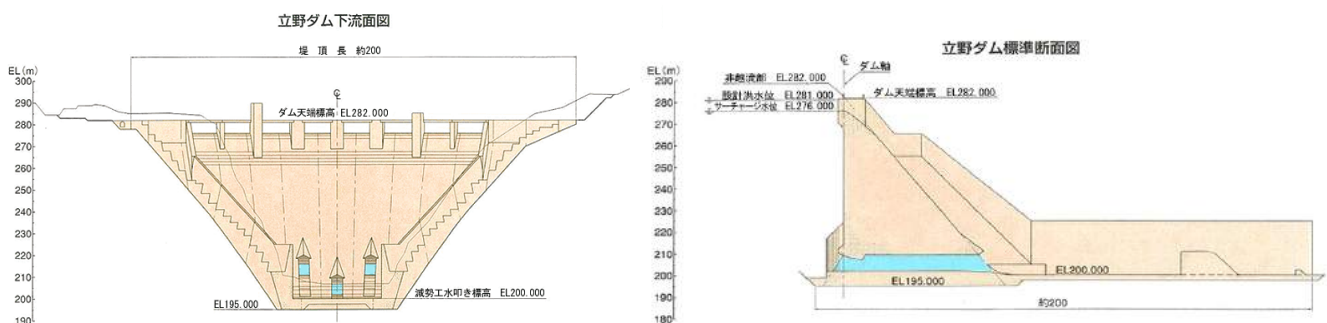
立野ダムは、熊本市を流れる白川の上流にある阿蘇・立野峡谷に国土交通省が計画した、高さ 90m、幅 200m の洪水調節専用の「穴あきダム」である。ダム下部に設けられた 3 つの穴（高さ 5 m × 幅 5 m）から通水し、普段は水をためないとされる。そのため、農業用水にも発電にも役に立たないダムである。

立野ダムは、国の天然記念物である北向谷原始林の一部を含む、阿蘇くじゅう国立公園と阿蘇ジオパークの広大な自然を水没させる。洪水時には、幅わずか 5m のダムの穴が流木等でつまり、洪水調節不能になるのは明らかだ。白川流域の治水対策は、立野ダムではなく河川改修を進めるべきである。

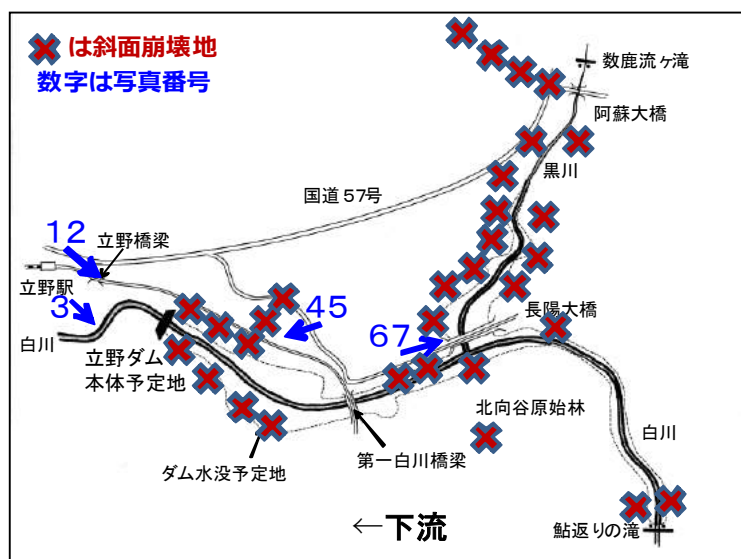
立野ダムの総事業費は 917 億円（平成 24 年度現在）で、熊本県の負担は 275 億円にもなることは、ほとんど知られていない。

1983 年に事業が開始され、これまでに取り付け道路などの工事は進んだ。国土交通省は、2014 年 11 月に立野ダム仮排水路トンネルの掘削工事に秘密裏に着手した。仮排水路トンネルとは、立野ダム本体をつくるために白川の流れを左岸側に迂回させる、長さ 480m、直径約 10m のトンネルだ。その後、白川本流をせき止め、仮排水路トンネルに流れを迂回させるための締切堤工事も開始された。

国土交通省は、2016 年度にも仮排水路工事を完成させ、立野ダム本体工事に着手するとしていたが、4 月の熊本地震で立野ダム予定地では大規模な土砂崩壊がおこり、4 月 19 日の当会の調査ではダム工事は全て中断されていた。熊本ではまだ余震が続いている 5 月 21 日に再調査したところ、同省は大規模な土砂崩壊があったダム本体予定地周辺に重機を入れて、土砂搬出を始めている。



2. 熊本地震直後の立野ダム予定地の状況



今回の熊本地震（4月14日前震、4月16日本震）直後の4月19日、立野ダム予定地周辺の立野峡谷を現地調査した。

立野ダムが建設されようとしている立野峡谷は、阿蘇外輪山の唯一の切れ目である。外輪山が立野で切れた理由は、断層のはたらきで外輪山が落ち込んだからである。その後、中央火口丘からの溶岩で埋もれては、浸食のはたらきで削られることを繰り返して、立野峡谷は形成された。今回の地震で立野峡谷では、大規模な土砂崩れが多数

発生し、大動脈である国道57号と阿蘇大橋が大規模な土砂崩れで崩落した。

(1) 立野ダム本体建設予定地

写真1は、大規模な斜面崩壊があった阿蘇大橋の約2.5km下流の立野ダム本体予定地を、下流側から見た写真である。写真中央の工事用仮橋付近にダム本体が建設予定である。そのすぐ上流まで兩岸が崩れ、工事用道路や現場事務所、工事車両や各種工事用機材なども崩落した土砂の中に埋まっている。もし、今回の地震が昼間に起きていたら、工事に従事していた多くの人命が失われていたのは明らかである。また立野ダム完成後にこの地震が起こったとしたら、ダム本体の兩岸の地盤が崩れていたわけであり、ダム上流は多量の土砂や流木で埋めつくされ、ダムの施設が損壊していた恐れもある。

写真2は、同位置からのアップである。兩岸の工事用仮設道路や、奥の1本目の工事用仮橋も右岸側（写真では左側）が崩壊した土砂で埋まり、白川の流れの一部がせき止められ、左岸側の仮排水路トンネル（工事中）に流れ込んでいる。



（写真1）下流側から見たダム本体予定地



（写真2）写真1のアップ

写真3は、黒川発電所側から見た、仮排水路トンネルの出口である。斜面崩壊により、トンネルも破損している。仮排水路トンネルの入口付近の白川の一部がせき止められ、白川の流量の一部が工事中の仮排水路トンネルを通過して流れ出ている。工事用車両も多数埋まっている。手前の屋根は黒川発電所である。



(写真3)破損した仮排水路トンネルの出口



(写真4)ダム本体予定地上流の土砂崩壊

(2)横ずれ断層を確認

立野ダム本体予定地約 300m 上流の 1 本目の工事用仮橋周辺は大規模な斜面崩壊を起こし、ダム工事現場に近づけない状態である（写真4）。その箇所付近の長陽大橋に向かう道路に、立野ダム本体予定地周辺に向かう断層を確認した（写真5）。50cm ほど横にずれている。

国土交通省は「文献調査や地形調査、地表地質踏査などの結果を総合的に勘案して、ダム建設を行う上で特に考慮する活断層は存在しないと判断しています」と主張してきた。しかし、道路上の断層を延長すると、立野ダム本体予定地約 200m 上流の仮排水路トンネル入り口付近に向かっている。

国土交通省は「ダムサイトに一番近い北向山断層は、布田川・日奈久断層帯の中で最も北東部に位置する断層ですが、その走向性は立野ダム建設予定地近傍へ向かわないことを確認しています」と主張してきた。しかし地震後、布田川断層帯は阿蘇カルデラ内まで延びている点や、立野ダム予定地周辺に新たな断層が存在していたことも多く報道されている。



(写真5)確認した横ずれ断層

【補足】「立野ダム予定地の岩盤は十分な強度がある」「活断層は存在しない」「地すべりは起こらない」等との国土交通省の主張は、下記国交省立野ダム工事事務所のページ「立野ダム建設事業に関するよくあるご質問について」をご覧ください。 <http://www.qsr.mlit.go.jp/tateno/index.htm>



(写真6)ダム水没予定地周辺の地すべり (写真7)地すべりで破損した長陽大橋西側の道路

(3)立野ダム水没予定地周辺の地すべり

「立野ダム代替道路」である長陽大橋に向かう道路は、谷側の崖が大崩落して、道路も崩落寸前である（写真6）。白川・黒川合流点付近では、北向谷原始林の下部も一部崩壊している。長陽大橋東側の道路も崩壊している。立野ダムが完成していたら、ダム満水時はこの道路の高さの半分以上まで水没する。

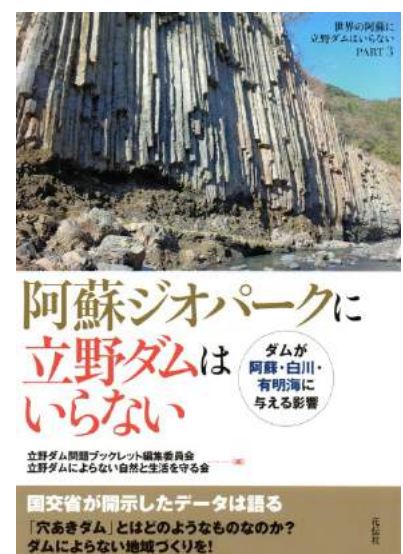
長陽大橋の高さにあった道路が、斜面崩壊のために落ち込み、2mほどの段差ができている（写真7）。この斜面崩壊を止めることは不可能だと思われる。国土交通省は「立野ダム貯水池周辺について、地形判読を行った結果、洪水調節により流水を貯留する際の最高水位であるサーチャージ水位（EL.276m）以下に水没し、かつ凹状の緩斜面地形などの地すべりの存在を示すような地形の分布は認められませんでした」と主張してきた。しかし今回の地震で、立野ダム水没予定地周辺はいたるところで地すべりを起こしている。

3. まとめ

国土交通省はこれまで「立野ダム予定地の岩盤は十分な強度がある」「立野ダム建設を行う上で特に考慮する活断層は存在しない」「地すべりは起こらない」等と主張してきたが、今回の地震でその全てが否定されたことになる。にもかかわらず、同省は従来の主張を繰り返すばかりである。

「それは地震前の見解であり、地震後の立野ダム建設予定地周辺の岩盤や活断層、地すべりなどについての十分な調査を行い、説明責任を果たすこと。立野ダム建設を即時中止すること」等を4月28日、同省に要請した。

熊本地震で、立野ダムを取り巻く状況は大きく変化した。国はダム建設を中止し、917億円の立野ダム事業費を震災復興に充てるべきである。詳しくはブックレット「阿蘇ジオパークに立野ダムはいらない」をお読み下さい。



全国の書店や通販サイトで
購入できます(定価864円)

丹生ダム計画の中止

嶋津暉之

淀川水系の丹生（にう）ダムが下記の記事のとおり、中止になることが確実にになりました。全国のダム検証の結果はほとんど事業推進の記事ばかりですので、中止の記事を読むとほっとします。

丹生ダムはかつては高時川ダムという名称でした。今から 30 年以上前のことですが、当時のダム問題等の全国組織「河川・湖沼と海を守る全国会議」としてダム予定地を訪れたことがあります。

その後、ダム予定地の住民が移転しましたが、2000 年代になってから、利水予定者である大阪府、京都府、阪神水道企業団が撤退を表明し、淀川水系流域委員会が中止すべきであるとの意見書を出しました。今回のダム検証で、治水目的は河道整備の方が有利ということで、丹生ダムは中止することになりました。

同じ淀川水系でも大戸川ダムは治水専用の穴あきダムとして推進の結論を得ようとしています、これは事業者の違いも影響しているのではないかと思います。

大戸川ダムは国交省が事業者であり、治水専用ダムになっても、国交省が事業を続けることができますが、一方、丹生ダムは（独）水資源機構が事業者であり、水資源開発の目的がなければ、水資源機構が事業者であることはできません。

利水予定者が撤退した現状において、もし継続するとすれば、直轄ダムとしてダム計画をもとから作り直さなければなりません。そのことも丹生ダム中止の要因になっていると思います。

その点で、同じ淀川水系で事業が推進されようとしている川上ダムも、事業者が水資源機構です。川上ダムも利水予定者の奈良県、西宮市が撤退しましたが、三重県伊賀市のみが残りました。

もし、伊賀市も撤退すれば、水資源開発の目的がなくなり、水資源機構は川上ダムを建設することができなくなります。伊賀市の参画が水資源機構にとっての命綱になっているのです。

しかし、伊賀市は川上ダムの水源なしで将来とも何も困ることはありません。

滋賀・丹生ダム「中止妥当」 近畿整備局、方針原案に明記

（京都新聞 2016 年 05 月 18 日 23 時 20 分）<http://www.kyoto-np.co.jp/shiga/article/20160518000180>

滋賀県長浜市余呉町の高時川上流で計画されている丹生ダムについて、事業主体の近畿地方整備局と水資源機構が今年 3 月、検証手続きの中で正式に「中止」を盛り込んだ対応方針の原案をまとめ、滋賀県も了承と回答したことが 18 日、分かった。

同整備局は、これまで治水対策などで「ダムは有利ではない」としていたが、原案で初めて「中止が妥当」と明記した。今後、同整備局が対応方針案をまとめ、最終的には国土交通省が中止を決定する。

中止後の河川整備は県が進めるが、原案では姉川と高時川での掘削や堤防のかさ上げが妥当との方向性を示し、渇水で川の流れが途切れる「瀬切れ」対策では魚類の一時避難場所を確保するとした。中止後の地域振興策は「関係機関とともに実施する」と記した。

同整備局に対して、県は長浜市の意見を聞いて 4 月 28 日に原案了承の回答を提出した。同時に 4 項目の要望書を出し、県が進める河川改修に対する国の財政支援を求め、道路整備をはじめとする地域振興策では国による事業の実施を要請した。

丹生ダム検証では 2014 年 1 月、同整備局などが事実上の中止方針を示していた。中止後の対応に関する地元と整備局、県、市の協議が長期化していたが、今年 1 月に住民でつくる対策委員会が地域振興策などを意見書にまとめたことを受け、対応方針の原案が固まった。

スーパー堤防事業の虚構

嶋津暉之

高規格堤防（スーパー堤防）は、計画規模を上回る洪水（超過洪水）による堤防の決壊を防ぐ究極の治水対策とされ、首都圏、近畿圏の５河川の下流部で整備計画がつけられています。現実にはその整備が遅々として進まず、治水対策としてほとんど機能していません。現在までの進捗状況では計画通りの整備に数百年から千年を超える年数を要することになり、看板倒れの治水対策になりつつあります。さらに、国土交通省が高規格堤防に固執するあまり、高規格堤防以外の耐越水堤防工法を認めないため、首都圏、近畿圏の５河川下流部以外の河川では、耐越水工法による堤防強化がいつまで経ってもされず、破堤の危険性が放置される由々しき事態になっています。高規格堤防という存在が、流域住民の生命と財産を守る本来の治水対策の推進を妨げる元凶になっているのです。

1 遅々として進まない高規格堤防の整備

(1) 高規格堤防（スーパー堤防）の経過

高規格堤防事業は1987年度に創設され、1991年の河川法改正で法的に位置づけられて、首都圏・近畿圏の6河川（利根川、江戸川、荒川、多摩川、淀川、大和川）で延べ約873kmの延長で整備を進めることになりました。

しかし、2010年10月の行政刷新会議の事業仕分けで、高規格堤防整備事業は「事業廃止」と判定されました。ところが、その後、国交省が巻き返しを図りました。2011年2月に国交省内に「高規格堤防の見直しに関する検討会」を設置して、同年8月に「高規格堤防の抜本的見直しについて」をとりまとめ、同年12月に2012年度予算案で高規格堤防の推進を決定しました。

この見直しで、高規格堤防の整備対象を首都圏・近畿圏の5河川（江戸川、荒川、多摩川、淀川、大和川）の下流部とし、整備の総延長を約119kmに縮小して推進することになりました。

約 873 km から約 119km への縮小ですから、大幅な縮小ですが、しかし、もともと、見直し前の約 873 km の高規格堤防整備は実現性がゼロで、荒唐無稽な計画でした。見直し後の約 119km の高規格堤防整備も現実性がないものですが、見直し前の約 873 km の整備はそれに何倍もの輪をかけて、現実と遊離したものでした。

利根川を例にとれば、河口部から中流部（八斗島地点の 11 km 下）まで延べ 363 km の長さで両岸の堤防全部を高規格堤防に変えるものでした。年数をいくらかけようが、そのような長大な整備が現実にはできるはずがありません。実現性ゼロの全くの虚構の計画でした。

しかし、見直し後の約 119km の高規格堤防整備も実現性が乏しく、遅々として進んでいません。

図1 見直し後の高規格堤防の整備



（２）高規格堤防の整備の進捗状況

ア 整備済みの延長

高規格堤防見直し後の整備計画は表 1、図 1 のとおりです。首都圏について見れば、江戸川下流部は両岸で延べ約 22 k m、荒川下流部は約 52 k m、多摩川下流部は約 15 k m の高規格堤防を整備することになっています。この計画による整備がどこまで進んでいるの

表 1

(国土交通省の開示資料より)

今後の高規格堤防整備区間						
河川名		下 流		上 流		延長 (m)
利根川	右岸	—				—
	左岸	—				
江戸川	右岸	JR京葉線橋梁付近	市川市	水元公園付近 (県境付近)	葛飾区	22,043
	左岸	JR京葉線橋梁付近	市川市	市川市国府台付近	市川市	
荒 川	右岸	東京メトロ東西線橋梁付近	江東区	国道17号BP笹目橋付近	板橋区	51,899
	左岸	東京メトロ東西線橋梁付近	江戸川区	菖蒲川合流部付近	川口市	
多摩川	右岸	多摩運河付近	川崎市川崎区	国道1号多摩川大橋付近	川崎市幸区	15,322
	左岸	海老取川合流部付近	大田区	国道1号多摩川大橋付近	大田区	
淀 川	右岸	大阪市西淀川区百島地先	大阪市西淀川区	JR東海道本線橋梁付近	大阪市淀川区・東淀川区	22,796
	左岸	大阪市此花区西島地先	大阪市此花区	下島公園付近	守口市	
大和川	右岸	阪神高速湾岸線橋梁付近	大阪市住之江区	南海高野線橋梁付近	大阪市住吉区	6,906
	左岸	阪神高速湾岸線橋梁付近	堺市堺区	南海高野線橋梁付近	堺市堺区	
計						118,961

でしょうか。

江戸川下流部について見ると、高規格堤防の整備済み地区の整備延長は表2のとおりです。【 】内の30H確保整備延長については後述します。

表2 江戸川下流部の高規格堤防の整備地区

	整備延長	【30H確保整備延長】
市川三丁目地区（市川市）	90m	【 0m 】
市川南地区（市川市）	200m	【 180m 】
高谷地区（市川市）	50m	【 0m 】
東金町地区（葛飾区）	200m	【 40m 】
柴又公園地区（葛飾区）	90m	【 0m 】
妙典地区（市川市）	1,100m	【 290m 】
計	1,730m	【 510m 】

上表では、整備計画区間約22kmのうち、1.73km、すなわち、8%の整備が進んでいることとなりますが、後述のとおり、実際の整備進捗率ははるかに小さい数字です。

イ 会計検査院の指摘

会計検査院は平成24年1月に会計検査院第30条の3の規定に基づく報告書「大規模な治水事業（ダム、放水路・導水路等）に関する会計検査の結果について」を公表しました。その中で、高規格堤防を取り上げ、実際の進捗率が国交省の公表値より著しく低いことを指摘しました。江戸川の妙典地区について次のように述べています。

「江戸川の妙典地区は、平成4年度に事業着手し、10年度に基本断面が完成したとして完成地区とされ、完成延長は1,100mであるとされている。

しかし、参考図5-3（図2）のとおり、基本断面が完成しているのは290mであり、残りの810mは地下鉄の車両基地部分について盛土が行われておらず、また、このうち700mは、通常堤防と接していないため断面の

拡幅が行われておらず、堤防強化効果を発現し得ない状況となっていた。」

なお、ここでいう基本断面は図3のとおり、堤防の高さの30倍程度の堤防幅が確保された断面を意味しています。

高規格堤防は堤防の高さの30倍程度の堤防幅が確保することによって、超過洪水に対応できるとされているにもかかわらず、整備済みの高規格堤防ではその基本断面が確保されていない部分が非常に多いのです。

図2 江戸川右岸の妙典地区高規格堤防【平面図】（会計検査院報告書 平成24年1月）

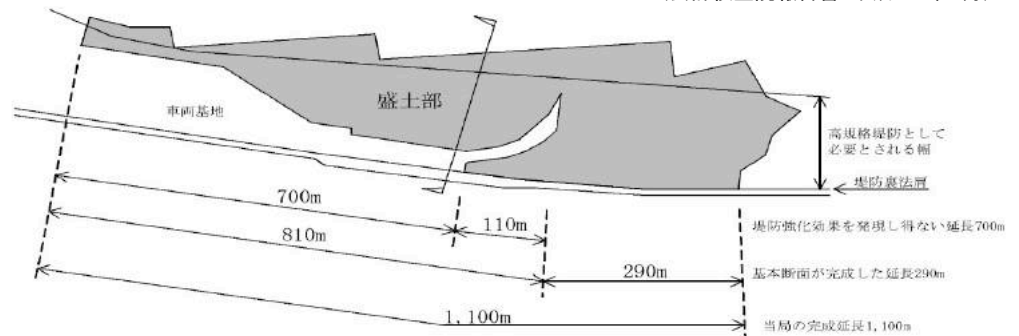
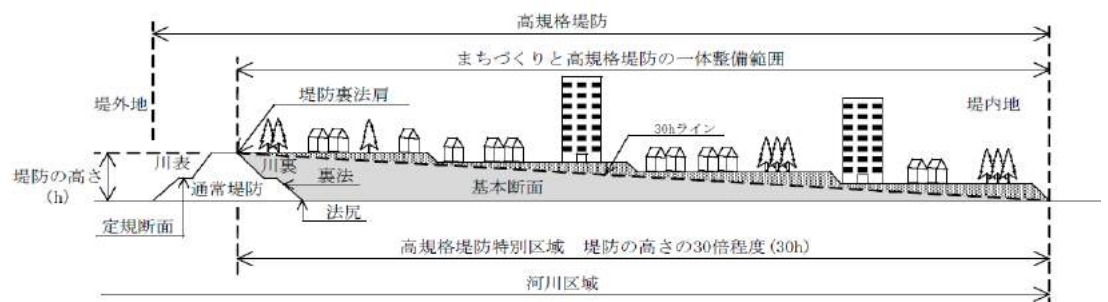


図3 高規格堤防概念図（会計検査院報告書 平成24年1月）



ウ 基本断面ができた高規格堤防の整備率

このように整備済みの高規格堤防でも、堤防の高さの30倍程度の堤防幅が確保された高規格堤防が整備されたところは一部だけです。江戸川下流部について見ると、前出の表2の【30H確保整備延長】のとおり、6地区の合計で510mであり、整備計画区間22kmに対する比率は $510\text{m} \div 22\text{km} = 2.3\%$ です。表向きの整備率は8%ですが、実際の整備率ははるかに小さいのです。

高規格堤防が超過洪水に対して効能書きどおりの効果を持つためには、それなりの距離の高規格堤防を連続して整備することが必要です。ところが、現実の高規格堤防の整備はぽつんと「点」の整備を行っているだけです。「点」の周辺は通常堤防ですから、通常堤防は越水すれば決壊するという国土交通省の論理によれば決壊することになり、高規格堤防の整備箇所の周辺は洪水であふれてしまうことになります。「点」の高規格堤防の整備では治水対策としてほとんど意味を持ちません。

20年以上前から高規格堤防事業が始まっています。たとえば、江戸川下流部の妙典地区は1992年度から、柴又公園地区は1989年度からです。江戸川下流部において20年経過して、整備率が2.3%とすれば、22kmの整備を終えるためには、 $22\text{km} \div 0.023 = \text{約} 957\text{年}$ もかかることになります。これは一つの試算ですが、現在の進捗状況では、整備計画区間の整備完了は遠い遠い未来のことになってしまうのです。江戸川下流部以外の4河川下流部も同様です。

2 高規格堤防の整備が遅々として進まない理由

(1) 高規格堤防の整備スケジュールを示すことができない国交省

このように高規格堤防の整備は遅々として進まず、いつまで経っても、超過洪水に備える状態がつくられていません。これでは治水対策としての役割をほとんど果たしていません。

国会議員を通じて国交省水管理・国土保全局の治水課に、「高規格堤防を今後、どのようなスケジュールで整備していくのか、具体的な実施計画を明らかにされたい」との文書質問を出したところ、回答は次のとおりでした（平成27年9月30日）。

国交省治水課の回答

- 「○ 高規格堤防は、基本的には用地を買収することなく、区画整理や再開発などのまちづくり事業と共同で実施することを原則としており、事業を円滑に進めるためには、都市の再開発などと一緒に進める必要があり、そのような機会を捉えて事業を実施しています。
- このため、事業の実施に当たっては、都市の再開発事業等のスケジュールに合わせる必要があり、河川管理者が独自に整備時期を決められないことから、高規格堤防の今後のスケジュールや実施計画をお示しすることは困難です。」

このように事業主体である国交省自体が高規格堤防の整備スケジュールを示すことができないのです。国交省は、超過洪水に備えるために高規格堤防が必要としながら、その整備スケジュールを示せないというのですから。これでは、流域住民の安全を守る責任を一体どこが負っているのでしょうか。何とも心許ない回答です。

(2) 人々が住んでいる場所に堤防をつくるという手法そのものの問題

高規格堤防事業は地元自治体等が区画整理や都市再開発で確保した用地を国交省が高盛り土にして広い面積の堤防を造成するものですから、国交省には自ら事業を計画的に推進する主体性はありません。あくまで受け身の立場ですから、上述のとおり、整備スケジュールを示すことができない状態になっているのです。

かといって、国交省が、区画整理や都市再開発といった手法を取らずに、堤防用地を買収で確保しようとするれば、事業費がもっと大きく膨れ上がってしまうから、現実には困難です。そのため、区画整理や都市再開発が先行するという方式になっているのですが、その結果として国交省は今後の見通しを立てることもできないジレンマに陥っているのです。

そもそもの誤りは人々が住んでいる場所に高規格堤防をつくるという手法そのものにあります。大勢の住民を、限られた年数であったとしても、区画整理や都市再開発で立ち退かさなければ、堤防を造成できないという仕組みそのものが間違っているのです。

そして、そのことが江戸川の北小岩一丁目高規格堤防のように、現住居を終の棲家として余生を送るとしてきた人たちを強制的に追い立て、江戸川区が住居の強制取り壊し（直接施行）を行うというきわ

めて深刻な事態もつくり出しているのです。

（３）超巨額の整備費用が必要

高規格堤防の整備は金食い虫の事業であり、そのことも高規格堤防の整備が遅々として進まない要因になっています。

高規格堤防の整備費用は土盛りして高規格堤防に仕上げる土木工事費や土地区画整理費用等があり、その事業費の総額はほとんど公表されていませんが、北小岩一丁目地区高規格堤防については江戸川区が総額 47 億円であると答えています。この高規格堤防の整備延長は 120 ㍓ですから、整備費用は 1 ㍓あたりでは 47 億円÷120 ㍓≒約 3900 万円となります。

この整備単価を使うと、江戸川下流部の未整備区間を仮に 20 k m とすれば、その整備費用は 3900 万円×20000 ㍓＝ 0.78 兆円になります。

これは一つの試算ですが、高規格堤防の整備を計画通りに進めるために超巨額の公費が必要であることは紛れもない事実です。江戸川下流部などの高規格堤防の整備は、事業費の面でも現実性が欠如しており、絵に描いた餅に過ぎないのです。

3 高規格堤防に代わる耐越水堤防工法の導入が喫緊の課題だが、国交省がその導入を拒否

昨年 9 月の鬼怒川水害では、堤防の決壊が凄まじい被害をもたらしました。堤防の決壊を防ぐことが何よりも重要であることを認識させる鬼怒川水害でした。

別稿「**耐越水堤防工法の普及を阻む国土交通省**」のとおり、洪水が越水しても決壊しない、あるいは決壊しづらい堤防に強化する安価な技術はすでに用意されています。旧建設省土木研究所で耐越水堤防工法が開発され、一部の河川での実施が始まりましたが、ダム建設計画の推進に障害となるとして、国交省は 2002 年に耐越水堤防工法をお蔵入りにしてしまいました。

高規格堤防の整備対象である江戸川等の下流部では前述のとおり、高規格堤防の整備が遅々として進んでいませんが、一方、それ以外の河川は、国交省が耐越水堤防工法の導入を拒んでいるため、耐越水堤防にする計画そのものがなく、超過洪水の到来に対して無防備の状態が今後も放置されることになっています。

国会議員を通じて国交省水管理・国土保全局の治水課に次の文書質問を行ったところ、国交省の文書回答（平成 27 年 8 月 27 日）は下記のとおりでした。

国交省治水課の回答

「堤防強化に関する技術開発が各方面で実施されているところですが、現在の技術レベルではスーパー堤防以外に越水に耐えられる構造は確立されていません。

したがって、現時点では、スーパー堤防以外の区間の耐越水堤防の計画はありません。」

国交省はかたくなにスーパー堤防以外の耐越水堤防工法はないと答え、江戸川等 5 河川の下流部 119 k m 以外は超過洪水の到来に対応する堤防強化措置の計画が何もないことを公然と認めています。

この国交省の回答から読み取れるように、国交省が耐越水堤防工法の普及にストップをかける理由は、ダム事業とともに、高規格堤防の推進に固執していることにあります。仮に、国交省が耐越水堤防工法の普及を認めれば、極めて長い年月と超高額の公費を要する高規格堤防を推進する必要はなくなり、高規格堤防事業は存在理由そのものが失われてしまいます。国交省はそのことを恐れて、耐越水堤防工法の普及を認めようとしません。

しかし、そのことによって、日本の河川は耐越水工法による堤防強化がいつまで経ってもされず、破堤の危険性が放置される由々しき事態になっているのです。

この点で、高規格堤防はそれ自体が普及が遅々として進まず、治水効果を発揮できない状態になっているだけでなく、流域住民の生命と財産を守るために喫緊の課題である耐越水堤防工法の普及を妨げる障壁になっています。

治水対策のあり方をゆがめる元凶になっている高規格堤防整備事業は廃止されなければなりません。

1 鬼怒川の堤防決壊

昨年9月の鬼怒川水害では、堤防の決壊が凄まじい被害をもたらしました。堤防の決壊で鬼怒川から溢れた洪水が家々を次々と襲っていく凄まじい状況が放映され、破堤の恐ろしさに息を呑む思いでした。致命的な被害をもたらす堤防決壊を防ぐことが何よりも重要であることを認識させる鬼怒川の破堤でした。

因みに、鬼怒川は上流部に国交省の巨大ダムが4基もあり（五十里ダム、川俣ダム、川治ダム、湯西川ダム）、その治水容量は合計で1億2530万 m^3 （ハッ場ダムの治水容量6500万 m^3 の約2倍）もあります。鬼怒川では屋上屋を架すようにダムが建設され、湯西川ダムは2012年に完成しました。しかも、4ダムの集水面積が鬼怒川全流域面積の1/3を占めているので、ダムで洪水調節さえすれば、ほとんどの洪水は氾濫を防止できるとされていた河川でした。

しかし、堤防が決壊し、凄まじい被害をもたらしました。洪水時の雨の降り方は様々であり、上流ダムで洪水調節をしても、ダム上流域以外の流域での雨量が急増すれば、中下流は氾濫の危険にさらされます。今回の鬼怒川堤防決壊はその典型例でした。ダムでは流域住民の安全を守ることができないのです。（詳しくは水源連だよりNo.73のp.27～33をお読み下さい。）

2 旧建設省土木研究所による耐越水堤防工法の開発

水害で最も恐ろしいのは堤防の決壊です。一挙に決壊することさえなければ、洪水が堤防から溢れることがあっても、その場合は洪水がゆっくり広がっていくから、被害の程度に雲泥の差があります。家々を押し流すこともなく、人々は避難することができます。堤防の決壊を防ぐための堤防強化が肝要なのです。洪水が越水しても決壊しない、あるいは決壊しづらい堤防に強化する安価な技術はすでに用意されています。

旧建設省土木研究所で耐越水堤防の研究が進められ、実用化が進められつつありました。旧建設省土木研究所次長であった石崎勝義氏が自らのホームページ <https://kinukokai.amebaownd.com/> の「鬼怒川の堤防決壊はなぜ起きたのか 第1編——消されかかっている越水堤防——」で、そのことを明らかにしています。その要点は次のとおりです。

「昭和40年代、新潟県の加治川や静岡県の巴川の水害を経験した建設省は、建設省土木研究所長の福岡正巳所長による「河川堤防強化による新治水方式」（1970年）の提唱を機に、土木研究所に堤防を越水に耐えられるようにする技術の研究・調査を依頼し、1975年から1984年にかけて調査・研究が進められた。

土木研究所が開発した耐越水工法「アーマーレビー（鎧型堤防）」は、兵庫県の一級河川・加古川で具体化され、1988年には建設省土木研究所河川部河川研究室、機械施工部土質研究室によって「加古川堤防質的強化対

図1 一級水系・江の川のアーマーレビー（1997年度完成）

（中国地方整備局三次河川国道事務所のHPより）

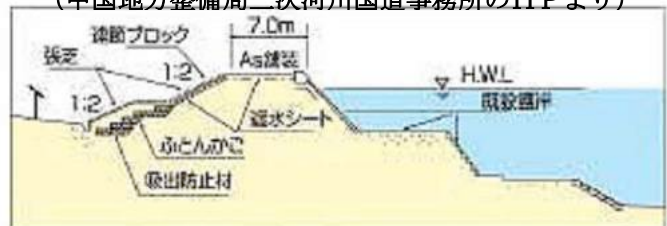


図3-36 アーマーレビー構造図

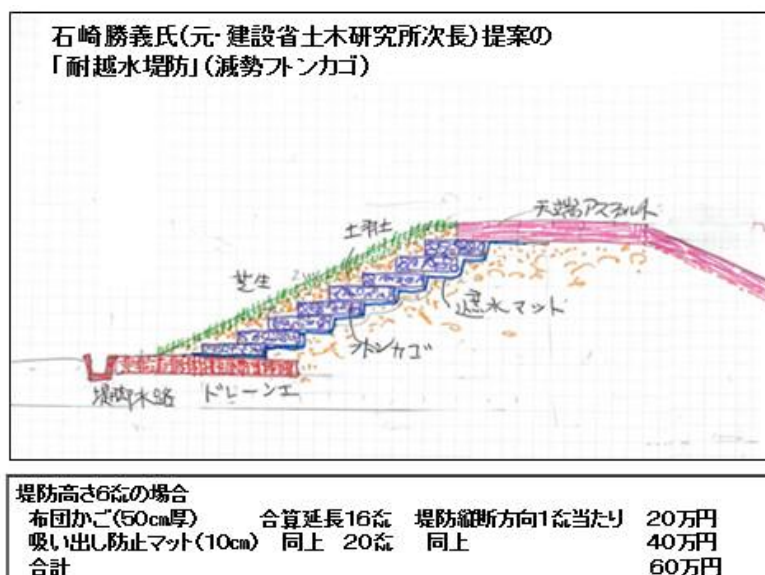
アーマーレビー

“アーマーレビー”の“アーマー(armour)”は英語で鎧兜や防護具・外装の意で、“レビー(levee)”は同じく英語で堤防の意。文字通り堤防によろいを施し補強するものである。

アーマーレビーは堤防の川側の法面はもちろん、天端・川裏側の法面にも補強対策を施し堤防の機能強化を図るものである。天端はアスファルト舗装により、雨水の浸透防止と越水による堤体の侵食を防止する。川裏側法面には可撓性に富む連節ブロックを、法尻部にはふんかんかご・吸出防止剤をそれぞれ施工し、越水流による洗掘防止を図る。また、法面には、雨水による法面の影響防止と、環境面への配慮から張芝工としている。

策調査報告書」)が出された。この報告書では、アーマーレビー工法が加古川において「十分な耐越水能力を持つことが確認された」とし、「堤防の強化は様々な方法で行うことが可能であり、それぞれの堤防が置かれた状況に応じて、無理のない方法で行うことが、均整のとれた治水安全度の向上にとって重要である」と結論づけている。

図2



1998年、建設省河川局は堤防強化を重点施策に掲げ、全国250

キロメートルの河川整備を計画、2000年には同局・治水課の「河川堤防設計指針」に位置付け、雲出川等の河川で実施が始まった。

しかし、翌年、熊本県の川辺川ダムに反対する住民らと建設省が対立することとなった川辺川ダム住民討論集会において、住民側が「堤防強化をすればダムは不要」と主張したことから、実施設計までされていた堤防強化が中止され、2002年には「河川堤防設計指針」から堤防強化に関する記述がすべて削除される事態となった。」

アーマーレビー工法(図1)は比較的安価な堤防強化工法で、1mあたり50～100万円で堤防強化が可能とされています。石崎氏は最近、川の景観も配慮した図2に示す「耐越水堤防(減勢フトンカゴ)」も提案し、整備費用の試算も行っています。この工法は堤防長さ1mあたり60万円程度であり、やはり比較的安価です。なお、フトンカゴとは角型じゃかごのことです。

3 安価な堤防強化工法の導入を拒む国交省

このように、安価な耐越水堤防工法は技術的に確立しているのですが、国交省はこの導入を拒んでいます。その理由は耐越水堤防工法が導入されると、ダムの建設およびスーパー堤防(高規格堤防)の整備を推進する根拠が稀薄になってしまうことにあります。

しかし、そのために高規格堤防の整備対象である江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川の下流部延べ119km以外の河川は、耐越水堤防にする計画そのものがなく、超過洪水の到来に対して無防備の状態が放置される事態になっています。

そして、江戸川等5河川下流部も高規格堤防の整備が遅々として進んでおらず、超過洪水への有効な手立てが講ぜられない点は他の河川と同じです。

ダム建設および高規格堤防に固執する国交省の誤った河川行政が、超過洪水による氾濫を防ぐ手立てを講じることを阻み、鬼怒川のような破堤の危険性のある河川を放置する事態を招いているのです^[注]。

このように愚かな河川行政を何としても変えていかなければなりません。

[注1] 鬼怒川左岸の決壊地点「三坂地区」で現在、堤防復旧工事が行われていますが、その計画図を見ると、決壊防止のために最も必要な川裏法面の被覆がありません。住民が工法の改善を求めても国交省は聞き入れません。その本音はアーマーレビー工法の実例をつくりたくないところにあるようです。

[注2] 国交省は2015年12月24日、全国の河川で堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防裏法尻をブロック等で保護する補強工事を進めていくという「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表しました。必要な補強工事ですが、これだけでは越水による破堤を防ぐことは困難です。

あなたも、石木ダム事業に関する「工事差止仮処分申立」の申立て人に！！

石木ダム予定地 13 世帯住民を先頭にした石木ダム中止を願う私たちは、石木ダムを法的に中止させることを目的に、事業認定取消訴訟と工事差止仮処分申立を闘っています。

110 名の原告が事業認定取消訴訟・執行停止申立を 2015 年 11 月 30 日に長崎地方裁判所に提訴し、今年 4 月 25 日に第 1 回目の法廷が開かれました。原告に制限がある事業認定取消訴訟に続いて、2 月 2 日には 505 人が、石木ダムによって人格が侵害されるとする人ならば誰もが訴えることができる「工事差止仮処分申立」を長崎地方裁判所佐世保支部に申立てました。5 月 16 日に第 1 回目の審尋が行われました。

「工事差止仮処分申立」はこの訴訟が終わるまで、申立人の追加が出来ます。

水源連としても、石木ダム事業がもたらす 4 つの負の遺産、

- ☐ 無駄な事業による人権破壊
- ☐ 無駄な事業による環境破壊
- ☐ 無駄な事業への税金支出・水道事業費支出
- ☐ 本来優先されるべき事業の停滞

を拒否することを一人一人が明確に示す手段として、多くの皆様が「申立人」になることを呼びかけます。今からでも遅くありません。是非、申立人に名乗りを上げて下さい。

「申立人」になる方は、二枚目・三枚目の委任状を切り離して必要事項を記入し、○印 2 箇所捺印して下記連絡先に郵送してください。そして、誠に恐縮ですが、郵便局に行かれて、見本の払込取扱票で分担金 1 万円を下記口座にお送りください。「申立人になるのはちょっと」と思われる方は、見本の払込取扱票の支援に○をつけて、支援金をお送り下さい。払込取扱票の通信欄には必要事項の記入をお願いします。今後の連絡のため、メールアドレスまたは F A X 番号も記入をお願いします。

本会に送付いただいた分担金・支援金と委任状はすべてとりまとめて、石木ダム対策弁護団に送付いたします。

連絡先：石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会

〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町 6-2-28

電話・FAX 045-877-4970

メール：mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp ゆうちょ銀行当座口座：00270-9-136202

石木ダムのことについて詳しくは、水源連ホームページの下記 URL をご覧下さい。

<http://suigenren.jp/damlist/dammap/ishikidam>

㊟

委任状

平成 年 月 日

住 所

委任者

㊟

私は、次の各弁護士らを代理人と定め、下記事件に関する各事項を委任します。

弁護士 馬 奈 木 昭 雄（福岡県弁護士会所属）

福岡県久留米市東町1-20 大和ビル2階

同 板 井 優（熊本県弁護士会所属）

熊本県熊本市中央区京町2-12-43岡村ビル2F

同 高 橋 謙 一（福岡県弁護士会所属）

福岡県久留米市東町25-3 ブラザービル3階

同 平 山 博 久（福岡県弁護士会所属）

福岡県北九州市八幡西区黒崎3-1-7

アースコート黒崎駅前 BLDG. 4階

及び後記目録記載の各弁護士

第1 事 件

- 1 債務者 長崎県・佐世保市
- 2 裁 判 所 長崎地方裁判所佐世保支部
- 3 事 件 工事差止仮処分申立事件

第2 委任事項

- 1 上記事件の訴訟行為、申立の取下げ、和解、控訴・上告・上告受理の申立て、抗告・特別抗告及びそれらの取下、反訴の提起、弁済金の受領、保管金納入及び受領
- 2 その他上記事件に関する一切の事項及び復代理人の選任及び解任

(別紙)

弁護士 魚 住 昭 三 (長崎県弁護士会所属)

長崎市万才町6-11 三井ビル4階

同 緒 方 剛 (福岡県弁護士会所属)

福岡県北九州市小倉北区田町14-28

ロイヤールビル6階

同 毛 利 倫 (福岡県弁護士会所属)

福岡県福岡市中央区大名2-10-29

福岡ようきビル2階

同 田 箆 亮 博 (福岡県弁護士会所属)

福岡県北九州市小倉北区金田2-6-4

リーガルタワー2階

同 八 木 大 和 (福岡県弁護士会所属)

福岡県福岡市中央区大名2-10-29

福岡ようきビル2階

同 鍋 島 典 子 (福岡県弁護士会所属)

福岡県久留米市東町1-20 大和ビル2階

同 中川 拓 (長崎県弁護士会所属)

長崎県諫早市小船越町617番地11

以 上

払 込 取 扱 票

振替払込請求書兼受領証

00	口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。																		
口座記号					口座番号 (右詰めで記入)					金額	千	百	十	万	千	百	十	円	
0	0	2	7	0	9	1	3	6	2	0	2								
加入者名 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会											料金	備考							

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。	通 信 欄	工事差止仮処分申立		支援 OK
		1. どちらかに○をつけてください 申立人 OK		
		2. 送金額 下の__に口数と金額を記入願います。 1万円/1口 __口 __万円		
		3. Eメールアドレス又はFAX 番号 ()		
		おとこ	おなまえ	日 附 印
		(ご連絡先電話番号)		

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)
これより下部には何も記入しないでください。

口座記号	0	0	2	7	0	9		
口座記号番号	1 3 6 2 0 2							
加入者名	石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
ご依頼人	おなまえ 様							
料金	(消費税込み) 日 附 印 円							
備考								

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないでお出しく下さい。

この受領証は、大切に保管してください。